明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（一九三）　二
○国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一九四）　四
〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四五五）　五
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**四五六）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**四五七）　五
○ファイサラバード上水道拡充計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三九八）　五
○ラホール市下水・排水機材緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九九）　五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**三〇一～三〇五、三〇八、三〇九）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**三〇六）　八
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**三〇七）　八
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**七）　九
○認定法人の定款の変更に関する件（**厚生労働**三四一）　九
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇一八）　一〇
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**同**一〇一九）　一〇
○浄化槽の型式を認定した件（**関東地方整備局**三四八）　一二
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一〇一）　一二
〔国会事項〕　一二
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　最高裁判所　一二
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　二
〔公　告〕
諸事項
**官庁**
司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　二
**裁判所**
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇
**特殊法人等**
平成二十一年度経済産業省共済組合の決算関係　三三
**会社その他**

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一九三号）（総務省）

1　危険物の屋外タンク貯蔵所のうち一定のものの設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準について見直しを行い、その金額を改定することとした。

2　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

**◇国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第一九四号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係（第一条関係）

国民年金法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）により、障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した後に、生計を維持する子を有するに至った場合にも、当該障害基礎年金の加算を行うものとされたことに伴い、障害基礎年金の加算額に係る生計維持の認定について所要の規定の整備を行うこととした。

二　厚生年金保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係（第二条～第四条関係）

法により、障害厚生年金及び障害共済年金の受給権者がその権利を取得した後に、生計を維持する六五歳未満の配偶者を有するに至った場合にも、当該障害厚生年金及び障害共済年金に加給年金額を加算するものとされたことに伴い、加給年金額に係る生計維持の認定について所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行日において老齢基礎年金の受給権者が六五歳以上であって、現にその者の配偶者である障害厚生年金等の受給権者によって生計を維持している場合における老齢基礎年金の額の加算等について、所要の経過措置を設けることとした。

四　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。